

## 指定管理者制度導入施設の第三者評価結果【対象年度:平成28年度】

### 1 評価対象施設

施設名	長野県西駒郷	所管部・課	健康福祉部 障がい者支援課
指定管理者	(社福)長野県社会福祉事業団	指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)

### 2 評価者

評価者名	役職等	備考
登内 豊明	公認会計士	専門家
阿部 敏也	社会保険労務士	専門家
宮下 智	長野県知的障がい福祉協会会長	指定管理者選定員代表
高島 昭子	西駒郷保護者会副会長	利用者代表
野村 隆二	駒ヶ根市民生部福祉課課長補佐	市町村等代表

### 3 評価の実施状況

日時	場所	内容
平成28年12月20日	長野県西駒郷 (駒ヶ根市下平2901-7)	平成27年度の管理運営状況及び県のモニタリング状況について

### 4 評価結果

※項目は施設の状況等に応じ加除修正してください。

項目	指摘・意見等	左記への対応方針
施設の目的に沿った管理運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づき、適正に管理運営が行われている。</li> <li>2 地域生活移行を促進し、日中活動の支援等、地域生活の充実を図ってきている。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協定書等に基づき適正な施設運営に努めます。(指定管理者)</li> <li>2 今後もきめ細かに地域生活移行支援及び日中活動支援に取り組めます。(指定管理者)</li> </ol>
平等な利用の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所受入にあたっては、関係機関による会議及び所内調整会議において、入所希望者の障がい程度や状態、個別事情、利用者間の関係等総合的に判断がされている。</li> <li>2 個室化により居室数が減少したが、引き続き重度者等の入所ニーズへの対応に努められたい。</li> <li>3 平成27年度の新規受入実績は複数の希望者に対して1名にとどまっており、平等な利用という点で、所内調整会議における入所判断が適切に行われる必要がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1～3 入所希望者の意向や状態を踏まえ、入所支援の必要性を総合的に判断し、重度の方をはじめとする入所ニーズにできる限り対応してまいります。(指定管理者)</li> </ol>
利用者サービス向上の取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労移行支援事業を再開し、多様な利用者ニーズに対応するサービス体系となっている。</li> <li>2 行事やレクリエーション等に利用者の希望を取り入れる等サービス向上に努めている。</li> <li>3 以前は笑顔のなかった利用者の快活な姿が見られ、支援員の配慮ある対応が推察される。</li> <li>4 入所棟や日中活動棟の施設改修等を行いサービスの質の維持に取り組んでいる。今年度実施の体育館床改修後は、日中活動でこれまで以上に積極的に活用されたい。</li> <li>5 老朽施設を適切に改修し上手に使い続ける工夫、投資ができています。</li> <li>6 就労移行支援事業等一般就労に向けた取組、家族や地域住民との交流等、障がい者の社会参加や自立を促す役割を一層果たしていただきたい。</li> <li>7 利用者の安全や適切な支援を確保するため、支援員が担当の利用者だけでなく、他の利用者の状況も把握してサービス提供することが望ましい。</li> <li>8 多様化する障がい特性への対応や職員の必要な専門性の向上が必要である。</li> <li>9 外部研修会参加職員の提出レポートをみると、支援の質の向上が認められず、各支援員の努力がチームとして機能していない印象を受ける。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個々の利用者のニーズを把握し、きめ細かな支援に努めます。(指定管理者)</li> <li>2、3 利用者の希望を十分把握し、日常生活支援や行事に反映する等により、利用者が希望を持って楽しく生活できるよう支援してまいります。(指定管理者)</li> <li>4 計画的な改修を行い、安心・安全な環境の保持及びサービスの質の向上に努めます。体育館改修後は、日中活動における使用機会を拡大するとともに、地域住民との交流等に積極的に活用してまいります。(指定管理者)</li> <li>5 優先順位をつけ計画的な改修を行います。(指定管理者)</li> <li>6 「短期トレーニング促進事業」等の活用により地域の企業への就労支援に取り組むとともに、地域行事に積極的に参加するなどにより、社会参加の機会を拡充します。(指定管理者)</li> <li>7 支援課ごとの会議等において利用者の状況等の情報を共有し、チームで支援する体制づくりを行います。(指定管理者)</li> <li>8 所内外の研修等を活用し、職員の専門的支援技術の向上を図ります。(指定管理者)</li> <li>9 職員個々の資質に任せるのではなく、チームによる支援を施設として明確にし、徹底してまいります。(指定管理者)</li> </ol>

(様式3)

職員・管理体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人材育成やメンタルヘルスケア等職員管理に努めており、職場環境の改善が見られる。</li> <li>2 職員のストレス緩和に資する「ストレスマネジメント」を実施されたい。</li> <li>3 時間単位年休の取得について、労基法39条4項に基づき就業規則の規定を明確にされたい。</li> <li>4 給与規則に、各種手当の額及び計算方法を定められたい。</li> <li>5 人材難のなかで効率的な人員体制により運営されているが、非正規職員の比率が高くなっており、サービスの高度化への対応や支援の質の担保ができないと懸念される。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員研修の充実を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりに努めます。(指定管理者)</li> <li>2 本年度より新たにストレスチェックを実施し、職員の健康管理に取組んでいます。(指定管理者)</li> <li>3、4 本年度中に規定を整備します。(指定管理者)</li> <li>5 所内外の研修や専門家による現場指導等により職員の専門的支援技術の向上に努めます。(指定管理者)</li> </ol>
収支状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度は18,619千円の黒字収支であり、良好に運営されている。</li> <li>2 職員の処遇改善・意識向上と人手不足解消のため処遇改善交付金を有効に活用すべきである。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後とも効率的な運営に努めます。(指定管理者)</li> <li>2 処遇向上が図られるよう有効活用を検討します。(指定管理者)</li> </ol>
総合評価	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 概ね仕様書に沿った適切な事業運営が行われている。</li> <li>2 利用者の保護者から感謝される等、職員の努力が感じられる。</li> <li>3 より地域に密着し、地域の方に親しまれるような施設運営に努力されたい。</li> <li>4 入所利用者数が100人程度で推移しており、今後は利用者1人ひとりによりきめ細かく配慮した支援に努められたい。</li> <li>5 これまでの地域生活移行のノウハウを、障がいの重い方々の地域生活の充実に活かしていく必要がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後とも仕様書に沿い適切な運営に努めます。(指定管理者)</li> <li>2 常に利用者及び保護者目線での支援に努めます。(指定管理者)</li> <li>3 地域の連絡協議会等の意見を聞きながら、施設の開放や地域行事への参加等により地域に根差した施設運営に努めます。(指定管理者)</li> <li>4 利用者個々の特性やニーズを反映させた個別支援計画に基づき、きめ細かな支援に努めます。(指定管理者)</li> <li>5 障がいの重い方についても本人の意向に沿って地域生活が実現できるよう支援してまいります。(指定管理者)</li> </ol>
施設の管理運営の課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 老朽化した建物・設備の改修、取り壊し等生活の質の向上を図るための整備計画等を策定する必要がある。</li> <li>2 日中活動の部屋が狭く、1人あたりの利用面積を広げてほしい。</li> <li>3 施設運営者と保護者が意見交換する場を増やしてほしい。</li> <li>4 会議のみでなく、地域との連携・協働できる仕組みづくりを進めてほしい。</li> <li>5 指定管理料(約3億円)がなければ人件費比率が90%を越えており、早急な経営改善が必要であり、自立的運営も見据えた内部改革に着手していくことが望ましい。</li> <li>6 指定管理料の投入に対して、公立施設に求められているセーフティネット機能を果たす努力が見られない。指定管理料の効果が目に見えるよう有効な施設運営を検討されたい。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後の県立施設としての役割・機能を明確にしたうえで、機能発揮のために必要な整備を検討します。(県)</li> <li>2 現在の日中活動棟や体育館・グラウンド等の効率的な利用方法を検討し、ゆとりある支援に努めます。(指定管理者)</li> <li>3 定期的な意見交換の場を増やし、より良い施設運営につなげます。(指定管理者)</li> <li>4 こころの医療センター駒ヶ根や地区自治会等とさらなる連携・協働について協議します。(指定管理者)</li> <li>5 現在の収支状況を精査し、経営改善に着手します。(指定管理者)</li> <li>6 県立施設としての役割を職員全員が認識し、障がいの生活を支えるセーフティネットを果たせるよう取り組んでまいります。(指定管理者)</li> </ol>